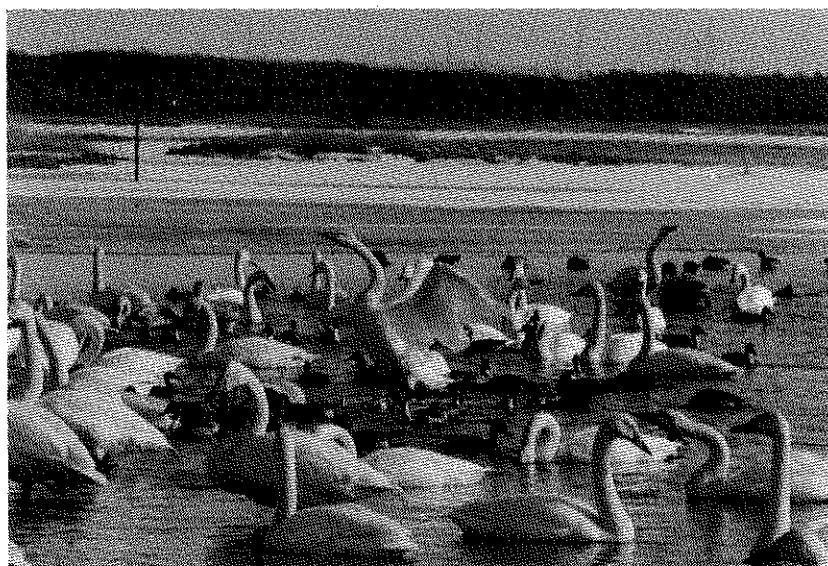


行政ほっかいどう '87.11



季節の渡り鳥 白鳥 苫小牧市内ウトナイ湖にて（企画部 酒井）

目次

業務資料

(1) 国土利用計画法の改正	2
(2) 建築基準法施行規則の一部改正	4
(3) 戸籍法施行規則の一部改正と法務省令の交付（別冊）	5
(4) 住宅金融公庫貸付金の金利引き上げについて	5
行政書士全国研修会の概要	7
支部業務研修担当者会議の開催	9
全道監察担当者会議の開催	10
日胆ブロック業務研究会の開催状況	11

登録免許税の引き上げについて	13
本会の主要行事について	13
支部のうごき（支部研修会等）	14
お知らせ	
(1) 会報 162 号の記事の訂正	15
(2) 支部事務所の移転	15
(3) ごせい去	15
(4) 新刊図書のご案内	16
お願い	
車庫証明に係る諸調査について	16

国土利用計画法が改正され新法となる監視区域の指定を知事及び政令指定都市の長が決定する

企 画 部

国土利用計画法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和62年 6 月 2 日

内閣総理大臣 中曽根康弘

法律第47号

国土利用計画法の一部を改正する法律

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第27条の5」に改める。

第23条第2項第3号中「国又は地方公共団体」を「国等」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の規定による勧告又は同条第3項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

第24条に次の1項を加える。

3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を前条第1項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

第5章中第27条の次に次の4条を加える。

（監視区域の指定）

第27条の2 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域（第12条第1項の規定により規制区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、監視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第12条第2項から第5項まで及び第10項から第12項までの規定は、監視区域について準用する。この場合において、同条第11項中「第1項とあるのは「第27条の2第1項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

4 第2項及び第12条第5項の規定は、前項において準用する同条第12項の規定による監視区域の指定の解除及びその公告について準用する。

この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは「第27条の2第3項において準用する第12条第12項」と、「指定された区域及び期間その他総理府令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

5 第3項において準用する第12条第12項及び前項の規定は、監視区域に係る減少及びその公告について準用する。

6 監視区域の全部又は一部の区域が、第12条第1項の規定により規制区域として指定された場合においては、当該監視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について監視区域に係る区域の減少があったものとする。この場合においては、同条第3項の規定による公告をもって監視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があったものとみなす。

（土地に関する権利の移転等の届出に関する特例）

第27条の3 監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第23条第2項の規定の適用については、同項中「次の各号の1に」とあるのは「第1号又は第3号に」と、同項第1号中「次のイからハまでに規定する面積未満」とあるのは

「次のイからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で別に定める面積未満」と、「次のイからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」とする。

- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により監視区域を指定するときは、前項の規定により読み替えて適用される第23条第2項第1号に規定する都道府県の規則を定めなければならない。
- 3 都道府県知事は、前条第3項において準用する第12条第10項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、前項の都道府県の規則で定める面積を変更するものとする。
- 4 前条第2項の規定は、第2項の都道府県の規則を定めようとする場合について準用する。
(報告の徴収)

第27条の4 都道府県知事は、第27条の2第3項において準用する第12条第10項の規定による調査を適正に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結した者（第23条第1項の規定による届出をした者及び同条第2項第3号に該当するため同条第1項の規定による届出をしないで土地売買等の契約を締結した者を除く。）に対し、当該土地売買等の契約及び当該契約に係る土地の利用について報告を求めることができる。

(国等の適正な地価の形成についての配慮)

第27条の5 国等は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

第39条第9項中「第24条第1項」の下に、「第27条の2第2項（同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第27条の3第4項において準用する場合を含む。）を加える。

第48条中「同項の期間内に」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第23条及び第24条の改正規定、第27条の次に4条を加える改正規定（第27条の5に係る部分に限る。）、第48条の改正規定並びに次項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の国土利用計画法（以下「新法」という。）第27条の2第1項の規定による監視区域の指定及び新法27条の3第2項の規定による都道府県の規則の制定（新法第44条の規定により地方自治体法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長に適用があるものとされた新法第27条の3第2項の規定による指定都市の規則の制定を含む。）については、都道府県知事及び指定都市の長は、この法律の施行前においても土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

(条例との関係)

- 3 都道府県又は指定都市の条例の規定で新法第5章の規定に相当するもの（新法第5章の規定に係る新法第8章及び第9章の規定に相当する規定を伴うものに限る。以下単に「条例の規定」という。）に基づく新法第23条第1項の規定による届出に相当する行為（以下「届出相当行為」という。）のうち、この法律の施行前に行われたものについて、条例で、この法律の施行後も土地売買等の契約（新法第14条第1項の土地売買等の契約をいう。以下同じ。）に関し従前の例による規制を行う旨を規定する場合においては、当該届出相当行為を行った者がこの法律の施行後に当該届出相当行為に係る土地売買等の契約を締結しようとするときにおいても、新法第23条第1項の規定による届出を要しない。
- 4 この法律の施行前に行われ届出相当行為に係る土地又はこの法律の施行前に条例の規定に違反して届出相当行為を行わないで土地売

買等の契約が締結された土地を含む一団の土地につき土地に関する権利の移転又は設定（新法第14条第1項の土地に関する権利の移転又は設定をいう。）をすることとなるときは、当該土地の面積を含めて、新法第27条の3第1項の規定により読み替えて適用される新法第23条第2項第1号に規定する当該一団の土地の面積を算定する。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

5 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「土地を有償で譲り渡す場合」を「同法第24条第1項の規定により勧告又は同条第3項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡す場合」に、「土地を有償で譲り渡した者」を「同法第24条第1項の規定による勧告又は同条第3項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡した者」に改める。

内閣総理大臣 中曽根康弘
建設大臣 天野 光晴
自治大臣 葉梨 信行

建築基準法施行規則の一部
を改正する省令が交付され
ました。

企 画 部

昭和62年11月6日建設省令第25号をもって、
建築基準法施行規則の一部を改正する省令が次
のとおり交付されたので、お知らせします。

三 省 令 三

○建設省令第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項、第9条の3第1項並びに第86条第2項及び第3項並びに建築基準法の一部を改正する法律（昭和62年法律第66号）附則第2条第1項の規定に基づき、並びに建築基準法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和62年11月6日

建設大臣 天野 光晴

建築基準法施行規則の一部を改正する省令
建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「更に」を「さらに」に改め、「~~（に）~~に掲げる図書を」の下に、「法第52条第3項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第1項及び第2項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き~~（に）~~に掲げる図書を」を加え、「除き~~（に）~~項」を「除き~~（に）~~項」に、「又は~~（に）~~項及び~~（に）~~項」を「~~（に）~~項又は~~（に）~~項」に、「合わせて」を「併せて」に改め、同項の表~~（に）~~項中「構造」の下に「（法第62条第1項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び簡易耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）」を加え、同表~~（に）~~項中「木造建築物等（以下「木造建築物等」という。）」を「特定建築物（以下「特定建築物」という。）以外の建築物」に、「木造建築物等に該当する」を「特定建築物に該当しない」に、「木造建築物等以外の建築物」を「特定建築物」に改め、同表~~（に）~~項を同表~~（に）~~とし、同表に~~（に）~~項の次に次のように加える。

（ （に） ）	道路の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第52条第3項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路からの敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長
--------------------	--------	--

第4条の5第2項中「第100号」の下に「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」を加え、「又は許可」を「許可、認定又は登録」に改める。

第10条の次に次の2条を加える。

（総合的設計による同一敷地内建築物に関する公告事項）

第10条の2 法第86条第2項の建設省令で定める事項は、同条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる2以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域（次条において「公告区域」という。）とする。

（総合的設計による同一敷地内建築物以外の建築物に係る認定の申請等）

第10条の3 法第86条第3項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を申請しようとする者は、申請書正副2通を特定行政庁に提出するものとする。この場合において、当該申請は、建築主事を経由して行うものとする。

2 前項の申請書には、公告区域内の土地の所有者その他の認定に利害関係を有する者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面を添えるものとする。

3 特定行政庁は、認定をした場合においては、その旨を申請者に通知するものとする。

別記第1号様式中「容積地区内又は特定街区」を「都市計画区域内」に、「もっぱら自動車」を「専ら自動車又は自転車」に、「あらかわせない」を「表せない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和62年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和62年11月16日）から施行する。

（改正法の施行前に確認等の通知をした総合的設計による同一敷地内建築物に関する公告事項）

2 改正法附則第2条第1項の建設省令で定める事項は、この省令による改正後の建築基準

法施行規則第10条の2に規定する事項とする。

（都市計画法施行規則の一部改正）

3 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「おおう」を「覆う」に、「こえる」を「超える」に、「第7章の3」を「第7章の4」に改める。

戸籍法施行規則の一部を改正する法務省令の交付について

企 画 部

昭和62年10月1日付法務省令36号をもって、戸籍法（昭和22年法律第224号）第28条第1項、第74条第2号、第76条第2号、第77条第2項第2号及び第125条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が交付されましたので、会報別冊附録として全文をお知らせすることにしました。

住宅金融公庫貸付金の貸付金利が引き上げられました

企 画 部

昭和62年11月2日付政令第366号をもって「住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令」が交付され、住宅金融公庫の貸付金のうち、次に掲げるものの利率が昭和62年11月4日から引き上げられました。

業 務 資 料

◆住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令（政令第 366 号）（建 設 省）

- 1 住宅金融公庫の貸付金のうち、次に掲げるものの利率を引き上げることとした。（住宅金融公庫法施行令第17条及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令第 1 条の 3 関係）

項	貸 付 金		改 正 後 の 利 率	改 正 前 の 利 率
1	民間分譲住宅貸付金		年 5.65%	年 5.15%
2	店舗等の建設に係る貸付金		年 5.65%	年 5.15%
3	宅地の造成に係る貸付金	土地区画整理組合に対する貸付金	年 5.15%	年 4.9 %
		地方公共団体等、土地開発公社及び土地区画整理組合以外の者に対する貸付金	年 5.6 %	年 5.1 %
4	施設建築物等の建設又は購入に係る貸付金のうち、住宅部分以外の部分に係るもの		当初期間につき、年 4.95% 当初期間後の期間につき、年 5.25%	当初期間につき、年 4.75% 当初期間後の期間につき、年 5.0 %
5	特定中高層耐火建築物の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金	年 4.95%	年 4.75%
		住宅部分以外の部分に係る貸付金	年 5.65%	年 5.15%

- 2 産業労働者住宅の建設に係る住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の利率を引き上げることとした。（産業労働者住宅資金融通法第 7 条の規定による貸付金の 1 戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令第 3 条関係）

貸 付 金	改 正 後 の 利 率	改 正 前 の 利 率
中小企業等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅以外の住宅に係る貸付金	年 5.6 %	年 5.1 %

昭和62年度 行政書士全国研修会出席結果の概要

理事 酒 井 清 蔵

1. 日 時 昭和62年10月14日～同月17日
(4日間)

2. 場 所 東京都目黒区青葉台
日本行政書士会館地下講堂

3. 主 催 日本行政書士会連合会

4. 参加者 北海道会以下全国単位会
代表者 148名
日行連会長以下企画開発部
担当役員 10名

5. 目 的

全国研修会は、受講者である行政書士の資質の向上を図るとともに、研修の修了者がその所属する行政書士会の会員に対して研修の成果を生かした業務指導を行うことを通じて、全体として行政書士の資質の向上を図ることを目的とする。

6. 開講式

(14日午後1時～午後1時30分)

総司会者 日向寺日行連企画開発部
次長(北海道会会長)

(1) 開講のことば……

日向寺企画開発部次長(北海道会会長)

(2) 会長あいさつ……

佐藤連合会長(東京会名誉会長)

(3) 自治省あいさつ……

秋本行政課長

(4) 担当部長あいさつ……

植村企画開発部長(高知会会長)

(5) 講師紹介……

日向寺企画開発部次長

(6) 連絡担当 日行連事務局鎌田主幹

7. 研修日程及び講義概要

第1日(午後1時35分～午後5時15分)

(第1時限) 行政書士法及び行政書士法実
例判例について

自治省行政局行政課 浜田敏彰 課長補佐

◆ 地方自治制度の発足と地方自治法の施行経過について

◆ 行政書士業務と経済情勢(特に社会の流れと戦後の日本経済について) 将来行政書士が生き残るための方策等について講義した。

(第2時限) 食品衛生法及び営業許可について

厚生省生活衛生局 小河俊夫 食品保健課長補佐

◆ 食品衛生行政の概要と食品衛生法のしくみについて

特に輸入食品の衛生監視体制と飲食店営業許可の実態及び営業に対する監視指導について講義した。(過去5年間の食中毒事件発生状況を含む)

※第1日の講義終了後同講堂において出席者全員による懇親会が開催された。

第2日(15日 午前9時～午後5時)

(第1時限) 建設業法及び建設業許可について

建設省建設経済局建設業課 阿部寿一 法規係長

◆ 今回の法改正の背景と経緯について

今回の法改正は、中小零細企業者への配慮などを柱とする「技術と経営に優れた企業の育成」特に不良・不適格業者を排除し建設業界における施工技術水準の高度化と経営体質の改善が本法改正の主眼である。(暴力団排除の徹底) 旨を説

明し、以下建設業許可審査事務のO A化について講義した。

※改正法施行に伴う政・省令については目下草案中であり、63年早々に交付の予定で作業を進めていると付言した。

(第2時限) 事業協同組合法及び設立認可について

中小企業庁指導部

磯崎計一 組織課長補佐

◆ 中小企業等協同組合のしくみ (通則)

- ①組合の目的 ②組合の種類
- ③組合の人格 ④組合の基準
- ⑤組合の原則 ⑥組合の名称

◆ 組合設立の要件

◆ 組合設立の手続

◆ 組合の事業

以上について講義した。

(第3時限) 出入国管理及び難民認定法と永住許可について

法務省入国管理局

山神 進 総務課長補佐

◆ 出入国管理行政について (出入国管理のしくみ)

- ①在留の手続き ②在留資格と在留期間
- ③遭難による上陸許可について
- ④外国人の登録について

以上について講義した。

第3日 (16日 午前9時～午後5時10分)

(第1時限) システム更改に伴う自動車検査登録及び申請書 (OCRシート) 記入要領について

運輸省自動車登録管理室 表田真人補佐官

◆ 法及び政・省令改正の概要

◆ 道路運送車両法の意義

◆ 電子情報処理システムの導入

主として、自動車登録令に基づく申請要領について (検査・登録) 記入手引きにより講義した。

(第2時限) 風営適正化及び風俗営業の許可について

警察庁刑事局保安部保安課

警視 上田安磨課長補佐

◆ 風営適正化法の逐条解説に併せ、特に接待行為・青少年の育成・深夜営業等の規制について講義した。

(第3時限) 医療法及び医療法人設立認可について

厚生省健康政策局指導課

渡 賢二 医療法人係長

◆ 医療法制度の制定に至るまでの経緯について

◆ 法の趣旨と目的及び医療施設の種類・定義

◆ 医業の営利性の否定と医療法人制度及び医療法人組織と運営等の自己診断 (チェックリスト) 要領

以上について講義した。

第4日 (17日 午前9時～正午)

(第1時限) 農地法及び農地転用許可について

農林省構造改善局農政部

渡辺 章 農政課長補佐

◆ 最近における農地改革の概要について

◆ 土地利用についての諸問題

◆ 農地転用 (農地法3・4・5条関係)

以上について事例を示し講義した。

(第2時限) 閉講式

午前11時30分 佐藤連合会長より受講者全員 (代表 秋田会 根田明樹会員) に修了証が授与された。

以下主催者である佐藤日行連会長のあいさつのあと、植村企画開発部長が閉講のことばを述べ、昭和62年度の全国研修会の全日程を終了した。

※なお、第2日・第3日の昼食休憩時間を利用して、日行連の現状について、と題しビデオの放映があった。

以 上

支部業務研修担当者会議の開催

業務研修部

10月20日エルム会館会議室（札幌市中央区北1条西7丁目）において、日向寺会長・米倉副会長・中川部長ほか担当理事並びに支部業務研修関係担当役員等23名が参集し、本年5月の総会で選出された新執行部役員として、初めて支部担当役員の方々と会議がもたれた。議題は次のとおりであり、業務研修のあり方、特に新入会員研修の進め方、経済・地域産業の沈滞化の中における業務に対する行政書士の研修について本会役員の考え方、各支部の地域における問題点や考え方等についてそれぞれ発表が行なわれ、真剣に討議が行なわれた。特に各支部も本年度の役員改選により新しく若手の方々の台頭がめだち積極的な発言が多かったことは特筆すべきであり大変有意義であった。会議の空気に馴れ発言事項

もまだまだあったように思われたが、時間の関係もあり次回にゆずることとし、17時全日程を終了し散会した。

◎ 議 題

- 業務研修の現状と今後のあり方
米倉副会長
- 昭和61年度作成 業務研修のあり方について
中川業務研修部長
- 新入会員研修会の進め方について
柴田理事
- 新入会員研修会の実施結果について
長谷川理事
- 業務研修の方向について 佐藤理事
- 意見発表（各支部における業務研修の現状と将来に向けて）
司会 米倉副会長
執行部全員
- 質疑応答

◎ この会議に出席された方々は下記のとおりです。

本 会	会 長	日向寺 正 幸	函 館 理 事	小 川 利 春
	副 会 長	米 倉 博	小 樽 理 事	橋 本 栄
	業務研修部長	中 川 宏 熙	空 知 支 部 長	新 川 司
	理 事	長谷川 卓 蔵	旭 川 理 事	高 橋 富士雄
	理 事	佐 藤 隆 一	留 萌 理 事	佐々木 武
	理 事	柴 田 政 夫	宗 谷 監 事	熊 谷 陽 一
			網 走 副 支 部 長	川 上 恭 広
	支 部 長	佐 藤 良 雄	室 蘭 理 事	上 原 政次郎
	理 事 (業務部長)	安 藤 寿 建	苫 小 牧 理 事	山 口 美津男
	理 事 (建設労務部長)	久保田 仁	日 高 理 事	高 橋 時 衛
札 幌	理 事 (運輸交通部長)	葛 西 彰	十 勝 理 事	山 崎 慎 一
			釧 路 理 事	木 村 忠 司
			根 室 理 事	富 樫 民 雄

監察部

。出席者

なお、町村商工会問題については、近く諸会議に諮って道商工会連合会に改善指導方を申し入れることも考えている。

本	會	副	會	長	五十	嵐	一	壽
札	幌	監	察	長	佐々	木	英	壽
函	館	理		事	中	尾	道	信
小	樽		"		染	川	賢	郎
旭	知	總	務	長	大	沢	力	清
留	川	企	部	長	阿	部	宏	男
宗	萌	業	研	長	坂	下	留	尊
網	谷	務	修	長	中	川	四	熙
室	走	庫	對	特	本	間	郎	郎
苦	蘭	車	証	員	宇	野	雄	盛
日	牧	別	明	長	倉	藤	邦	博
十	高	支	會	事	加	林	純	忠
釧	勝	部	監	事	小	良	武	二
根	路	理	察	長	計	井	博	武
	室	副	理	事	田	木	一	博
		支	部	事	佐々	田	善	郎
		副	支	長	津	川	政	次
		支	部	事	山	原	春	幸
			"	長	上	柳	朝	則
			"	長	青	東	浩	治
			"	長	伊	尾		則
			"	長	瀬	崎		稔
			"	長	木	屋		輔
			"	長	船			

会長（五十嵐副会長代理）あいさつに

三支部合同(日胆ブロック)業務研究会の開催

業務研修部

1. 開催日時 昭和62年10月9日
午後1時～同4時30分まで

2. 開催場所 苫小牧市旭町3丁目
苫小牧市民会館 101号室

3. 参加会員 室蘭支部5名・日高支部5名・苫小牧支部18名

本会役員

北海道行政書士会々長日向寺正幸

同 上 副会長五十嵐一寿

合計 30名

4. 実施要領

司会 苫小牧支部副支部長

本間 秋光

(1) 開会のことば 同 上

(2) 開催地支部長あいさつ

苫小牧支部 河合支部長

(3) 会長あいさつ

北海道行政書士会

日向寺会長

(4) 討 議 (座談会形式による)

※ 座 長 北海道行政書士会日高支部

進藤支部長

※ 助言者 北海道行政書士会

五十嵐副会長

” 北海道行政書士会室蘭支部

村上支部長

○ 討議にさきだち座長より、今日の研究会は先き程会長のごあいさつのとおり、全道各支部で実施致しております研修会と異なり、隣りどおしの支部の同業の士が集い日頃の業務を通じて体験をもとに、ここに掲げました各項目について問題点等奇談のないご意見を出しあって、この研究会を有意義に終らせたいと考えておりますのでよろしく願いたいとあいさつした。

(なお座長は、研修会と研究会との相違点及び今日の研究会は、経験の有無に拘らず希望者の参加を求め実施することとした、と説明した。)

議 題

(1) 業務受注の際における対応について

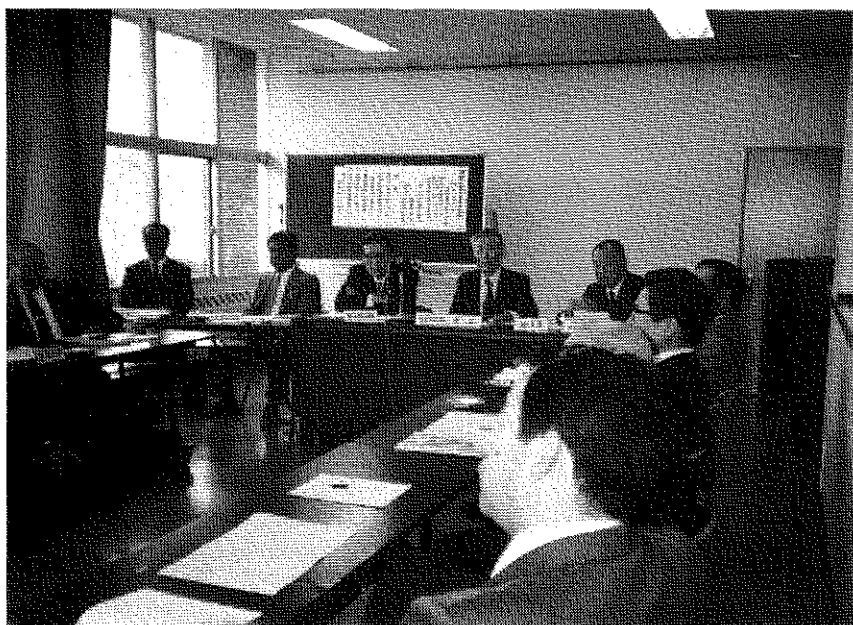
(2) 経營業務管理責任者と受益者について

(3) 申請書類の作成要領について

(4) 各関係支庁(窓口)への対応について

(5) 非行政書士行為の排除について

以上について各自の体験に基づく積極的且つ建設的意見の交換があり、午後4時30分村上室蘭支部長の閉会のことばで終了した。



後方より正面 座長、助言者



同 上

登録免許税の引き上げについて

企 画 部

既に新聞などの報道でご承知のことと存じますが、11月1日から土地登記の場合の登録免許税が増額改正されました。

土地登記の登録免許税は国税で、土地売買による所有権移転等の登記の際に、固定資産税の土地評価額に一定の税率（売買による税率1,000分の50、贈与による税率

1,000分の25、相続による税率1,000分の6）を掛けて、税額を算出し、納付しております。

この土地の評価額に100分の150を乗じて計算した金額に改正されたもので、即ち、従来の1.5倍に増額されることになったものです。

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
9 / 18	第2回車庫証明対策特別委員会	10:00～17:00	自治労会館第3会議室
9 / 24	第6回常任理事会	13:00～17:00	本会会議室
9 / 25	第3回支部長会	13:00～17:00	雪印健保会館
9 / 29	登録審査委員会	16:00～17:00	本会会議室
10 / 14～18	全国行政書士研修会	14日13:00～ 18日12:00	日行連地下講堂
10 / 15	中間監査	10:00～17:00	本会会議室
10 / 16	〃	10:00～17:00	〃
10 / 19	第3回正副会長会議	13:00～17:00	〃
10 / 20	支部業務研修担当者会議	10:00～17:00	エルム会館会議室
10 / 29	登録審査委員会	16:00～17:00	本会会議室
11 / 5	第4回正副会長会議	10:00～17:00	〃
11 / 10	全道監察担当者会議	13:00～17:00	雪印健保会館
11 / 11	道民主商工団体連合会と業務懇談会	12:00～14:00	不二家
11 / 13	第2回綱紀委員会	13:00～17:00	本会会議室

＝支部のうごき＝

支部研修会開催状況

〔注〕（ ）は通知人員

支部	月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	10 / 13	教育文化会館 3 F 中会議室	行政書士業務繁栄への 指針	税 理 士 芥川満砂子	(595) 46	一 般
"	11 / 7	教育文化会館 3 F 大研修室	年 金	行政書士 佐々邦雄 社会保険労務士	(595) 72	"
函 館	9 / 28	駅前 五 島 軒	建設業許可申請	道土木部 奥天 忠佳 管理課主任	(153) 28	"
小 樽	9 / 18	㈱ ロアール会議室	定款作成	公 証 人 葛井 義雄	(74) 17	"
旭 川	8 / 26	神楽福祉センター	戸籍法の基礎知識と手続	旭川市役所 窓口係長 奥村 紘基 戸籍係長 前田 路市	(137) 10	"
"	10 / 9	"	債権債務をめぐる諸問題	弁 護 士 佐々木秀典	(136) 17	"
"	10 / 24	旭川勤労者福祉会館	公正証書の作成	公 証 人 藤沢 健治	(136) 18	"
宗 谷	10 / 16	稚内公共職業安定所	雇用保険関係業務	稚内公共職業安定所 雇用保険 岩城 秀之 係 長	(12) 5	"
苫小牧	10 / 9	苫小牧市民会館	三支部合同による 建設業関係業務	座 長 進藤日高支部長	(55) 18	業 務 研究会
十 勝	9 / 5	帯広勤労者 福祉センター	支部新入会員研修	本会副会長 米倉 博	(7) 5	新会 入員 研 修
"	9 / 19	"	建設業の許可申請及び 決算報告	支庁土木係長 尾形 顕哲 主 事 足助	(137) 41	一 般
"	10 / 3	"	農地転用許可業務	支部顧問 田中 喜吉	(137) 32	"
"	10 / 17	"	相続・贈与・遺言	弁 護 士 杉村 英一	(132) 38	"
"	10 / 31	"	法人設立及び変更手続	登記相談官 仁木 孝全	(132) 38	"

会報第162号掲載

事項の正誤について

会報前号（62.9.25 発行）13ページに掲載しました「昭和62年度支部定時総会開催状況」中、留萌支部の欄中開催年月日が誤っておりましたので、深くお詫び申し上げますとともに「62.6.7」に御訂正くださるようお願い申し上げます。

支部事務所の移転について

下記のとおり、支部事務所の移転の連絡がありましたのでお知らせ致します。

記

十勝支部 移転年月日 昭和62.9.28

新 住 所 帯広市東7条南10丁目
11番地 行政書士堀口
登志雄事務所内

電 話 番 号 0155 (27) 1616

釧路支部 移転年月日 昭和62.11.18

新 住 所 釧路市松浦町6番3号
(牛木整形病院筋向)

電 話 番 号 0154 (25) 2988

なお、郵便番号 十勝支部は080(帯広市)、
釧路支部は085(釧路市)です。

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈り致します。

支 部 名	会 員 番 号	氏 名	死亡年月日
空 知	2,704	畠 山 保 幸	62. 3. 7
十 勝	555	横 山 達 郎	62. 7. 1
釧 路	1,854	佐 藤 譲 助	62. 7. 9
室 蘭	1,717	佐 藤 孝 市	62. 7. 25
苫 小 牧	1,354	村 本 好 志	62. 8. 4
十 勝	356	新 谷 寅 次	62. 10. 15
札 幌 (北)	3	佐 藤 幸之助	62. 10. 30
札 幌 (中)	485	百 瀬 貞 明	62. 11. 7

新刊図書のご案内

業務研修部

書 籍 名	著 者	発 行 所	価 格 (送 料)	備 考
新版 外国人のための 在留・登録手続の手引	入管協会編	日本加除出版KK	850 円	札幌営業所 011(721)8644
● 農地の法律がわかる百問百答	農水省構造改善局 農政課監修	全国農業会議所	1,000 (250)	東京都千代田区有楽町 1の9の4蚕糸会館内
● 医療法人組織・運営等の 自己チェックリスト	社団法人 日本医療法人協会編	左に同じ	1,000 (200)	東京都千代田区岩本町 2-1-7
● 中小企業等協同組合法及び関係法 令集(附 模範定款例)	全国中小企業団体 中央会編	財団法人 中小企業情報 化促進協会	2,200	東京都港区赤坂1-9-3 日本自転車会館3号館8F
新版 風営適正化法ハンドブック	風俗問題研究会著	立 花 書 房	1,600	東京都千代田区神田小川町 3-28-2
改訂9版(新規・更新・変更等) 建設業の許可の手びき	建設省建設経済局 建設業課監修	大 成 出 版 社	1,600	札幌営業所 011(812)1939
民法がわかった	田 中 嗣 久 著	法 学 書 院	1,800	
行政書士のための 3日でわかる国籍関係業務	"	"	1,400	
行政書士のための 3日でわかる建設業許可申請業務	"	"	1,600	

[注] 購入希望の方は最寄の書店にお話し下さい。 ●印の書籍は直接発行所に注文して下さい。

— 車庫証明に係る諸調査について(お願い) —

このことにつきましては、次のとおり夫々調査報告方をお願い致しておりますが、未報告の方が多く事務処理に大変困っておりますので、ご多用のこととは存じますが至急報告されますようお願い致します。

記

- 車庫証明業務の実態調査について(62.9.26 北行第151号) 全会員宛
- 自動車登録・車庫証明業務等の実態調査について(62.10.19 北行第162号) 業務取扱会員宛

!! 政連の会費を納めましょう!!

’87.11 第163号 昭和62年11月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階
TEL 代表(221)1221・(221)1222
郵便番号 0 6 0
取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海 道 銀 行 本 店(当 19116)
北 洋 相 互 銀 行 本 店(普 0742651)
北海道相互銀行本店(普 389444)
振替口座 小 樽3-8224番